

第4回 明石市自治基本条例市民検証会議 議事概要

日 時 : 2025年3月24日(月) 14:00~16:30

場 所 : あかし子育て支援センター多目的ホールA・B

出席委員 : 新川会長、丸山副会長、有年委員、大野委員、石井委員、崎野委員、堀内委員

1. 開会

2. 議事: 制度や検証内容について

(1) 組織制度について

総務課: 資料に基づいて説明

会長: ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員: 検証3の4つめの「施策を計画的に実施し、評価を行うこと」について、実際には局長ヒアリングの上、組織編成が行われているとの説明を聞いて安心した。

事前に行われた検証報告書素案に対するパブコメの中で、組織制度については3件のご意見があった。その1つで、局制や担当制がきちんと運用されているのか、という指摘があり、「組織形態及び職位に関する職員アンケート調査(無記名)の実施を提案する」という記述があった。私も部が廃止されて局になったにもかかわらず、実際には担当部長が混在している現状を聞いて、一市民としてちょっと分かりにくいと感じる。そのあたり、より分かりやすく説明できるような組織にしていきたい。

次に2つ質問がある。まず、政策局広報プロモーション室に天文科学館があるが、文化博物館はどこに属しているのか。もう1つ、プロジェクト推進室に「プロジェクト担当」と「本のまち担当」がある。本のまちは分かるが、プロジェクト担当がどのようなプロジェクトを実施しているのか教えてほしい。

総務課: 文化博物館については、過去に教育委員会が事務を行っていた時代もあり、天文科学館も色々な変遷を経てきている。現在、天文科学館は明石市の特色ある施設であり、広報プロモーションに活かすという観点で広報プロモーション室に属している。文化博物館については、文化行政の一環として運営していくため、現在は市民生活局文化スポーツ室に属している。また、プロジェクト推進室については、本のまち担当は、図書館の運営や「本のまち」の推進を中心に所管しており、プロジェクト担当は、庁舎の建て替えや旧図書館の利活用の問題などの施策を中心に取り扱っている。

委員: 平成29年に局ができて体制が大きく変わったということだが、私は平成11年から1回目の自治会長、平成21年から2回目の自治会長、令和元年からまちづくり協議会の会長をしているが、部や係の時代は非常に分かりやすかった。局制に移行したとき、局というイメージは敷居が高く、馴染みにくかった。ただ、これだけ細かく分かれることによって、私自身は、たらいまわしが

なくなったと感じている。的確なところにポイントを絞って案内いただけるので、その点は非常に良かったと思う。組織体制を細かく分けたことが非常にプラスにはなっている。ただ、私たちのように明石市とつき合いがある人はそれで良いが、一般市民にとっては、なかなか難しい組織である。例えばごみの問題や街灯が切れたとき、どこの組織に相談すればいいのかわかりにくい。一般市民からこのような日常生活上の問い合わせがあったときに、どのような対応で、組織がわかりにくいという問題点がクリアされているのか教えてほしい。

総務課：局室制を導入して、簡素で機能的な組織に再編したと説明したが、それまで部局がかなり細かく分かれていて、縦割りというか、部局が分かれていることによって連携が取りにくい、情報共有がしにくいという弊害があった。5局というシンプルな構成にすることにより、市民対応について広く受けとめる形にはなってきたと思うが、逆に言えば、わかりにくい。広すぎて、イメージがしにくいといった問題点について、どのような対応がベストなのか、掴みかねている部分である。ただ、局制の中では、局内で連携、情報共有して業務を行うので、他の部署の業務への理解も進み、問い合わせに対してスムーズに案内できるなど、市民サービスが向上するというメリットもあると考えている。

委員：毎年4月に組織改正がされているようだが、大前提として、市民の声を反映した組織を作してほしい。この度も4月に組織改正が行われるのだろうが、市民目線で使いやすい市役所・行政ということが一番を考えて組織編成してほしい。

委員：14ページの検証1「社会情勢に適合しているか」について、少し違った観点かもしれないが、多くの人がSDGsに飽き始めているように思う。2016年ごろからスタートして、コロナ禍があったり、OpenAIが流行したり、色々と社会が変わってきた中で、SDGsが本当に社会情勢に適合しているのかについて、率直な意見を聴かせてほしい。

総務課：SDGsというワードを聞くようになって久しいというのは、重々理解できる。ただ、3ページにあるとおり、明石SDGs推進計画の計画期間が2030年度までであり、現在はこの計画にのっとり「SDGs未来安心都市明石」を目標に、まちづくりを進めているところである。

委員：意見として、SDGsが古く感じられている以上、市政自体が古いと思われても仕方がないと思う。あと、SDGs共創室に産官学共創課ができたとアピールされていたが、明石市で産官学共創は難しいように思う。大学もないし、高専も国立だし、どういう経緯でこの組織ができあがったのか、教えてほしい。

総務課：丸谷市長が就任されて、対話と共創が1つのメインテーマとなった。対話については先ほど説明した通りだが、共創については、明石のまちづくりを市役所だけでやるのではなくて、地域をはじめ、他の関係主体と一緒にやっていこうということである。企業、学校、産業などの様々な、これまで一緒にまちづくりに取り組む機会がなかった主体と一緒にまちづくりを進めていきたいという理念があり、産官学共創というワードを使って部署を設置した。そしてそこから、民間提案制度などの新たな取り組みというのでも始まっている。そのように、できることを探してやっていくというの、狙いの1つである。

委員：おそらく多くの人の意見を聞いて作られたのだろうが、もう少し聞き込みが必要だと思う。

委員：他の委員のご意見と重複するが、外から見て、どういう組織体制になっているのか非常に分かりにくい。私も市道に物が落ちているとか、修理してほしいとかいうことがあって、どの部署に連絡すればよいのか分からないときは、まず代表電話にかけて繋いでもらっている。それがホームページなどで、もっと分かりやすく表示されていたら良いと思う。もう1つ、検証のあり方について、資料の16ページには、「組織制度が条例の基本原則に適合しているか」という項目について、①④については本制度に馴染まないため、「－」としたとある。しかし、参画と協働に基づくこと、施策を計画的に実施し実施結果について評価を行うことという視点も、組織のあり方を検証する上で、大変重要な視点だと思う。例えば、参画と協働については、市民ニーズをどのように組織再編に反映させるか、また、組織を設置廃止統合するに当たっても、その成果の評価はされているはずだ。せっかくの機会なので、本制度になじまないため「－」というのは、もったいないと感じる。

委員：私も他の委員と同じで、組織が余りにも広がっていて、分かりにくさを若干感じている。先ほどの説明の中で、これだけ組織を分けたことによって、違う課同士が協力、情報共有して業務を行うという話があった。しかし、実際、私自身がNPO活動を通じて、また障害者目線で市と関わったときに、協力理解や情報共有が、まだまだできてない部分が見受けられるように思う。市民目線で、どのように組織が見られているのかという点を考えてほしい。

委員：私からは2点ある。まず1点目、先ほどから何度か指摘されているが、16ページの検証3の①と④に関して、本制度に馴染まないため「－」ということだが、本制度に馴染まない理由がよくわからない。今後、同様の検証を行っていく中で、無回答は例外中の例外だろうから、そういうときこそ理由づけをしっかりとしてほしい。他方で、対話と共創のまちづくりの推進に向けてこれまで様々な施策が行われてきたことは、この会議の中でも話題に上がっている。そういったものを通じて間接的かもしれないが、参画と協働に基づいた組織改正は、きっと行われているだろうと思う。ぜひそういうところは積極的に明らかにしていただきたい。

抽象的な話になるが、私は事務局から一通り納得感のある説明を聞くことができたと感じている。つまり、社会情勢の変化などに応じて必要な組織体制を整えていく。情勢変化に応じて新たに部局を設置したり、不要になったら廃止したりする。そういうところを取り上げれば、条例の趣旨に沿った営みが行われている印象である。その中で1つ気になっているのだが、必要な体制を整備して、それが有効に機能するかどうかは実際には非常に重要である。これは17ページの「効果的で効率的あること」とも重なるかと思うが、やはり新しい組織を作れば、当然マンパワーが必要なはずだが、そう簡単に人は増やせないだろうと思う。そうしたときに、果たしてそれが有効に機能する組織として新たに設置されたといえるのか、その検証をぜひとも行ってほしい。おそらく、事務量に見合った組織体制となっているかどうか、会議などで検証が行われているだろうとは思いますが、中で働いている職員が疲弊していれば人的手当が必要で、そうでないと機能しない。このあたりは、実は市民にも理解してもらわないと、最終的には市民の側に返ってきってしまう。

だから、人が足りないのなら、議会で受け入れられるかどうかはともかくとして、人件費の増額を希望するなどのメッセージを発信しなければいけない。実際にきちんと組織が機能していて、ただの杞憂であれば何も問題はないのだが、前回も私が発言したように、職員はやりがい搾取に

陥りがちである。せつかくの検証だから、そういう客観的な分析があってもよいと思う。

委員：先ほど違う課同士の協力、情報共有がまだまだ出来ていないように見受けられると話したが、反対に、今の組織体制になったことによって良かったことがあれば教えてほしい。

総務課：平成29年度に、部制から局制に移行した狙いは、組織の簡素化と連携強化である。縦割り組織の解消というのが大きな背景にあり、組織の硬直化やセクショナリズムを打破するために、局制を導入した経緯がある。良かったことというと、局制の導入により、局内応援制度を用いてマンパワーが足りないところに繁忙期でない職員が手伝いに行くということが可能になった。人を局内で自由に配置することによって、業務の平準化及び職員の負担軽減、引いては市民サービスの向上を実現できた。この点は、メリットと考えているところである。

会長：その他特にご意見なければ、検証を進めていく。

まず、検証1の「制度が社会情勢に適合しているか」ということについて、総務課から説明を聞いて、各委員も一定の対応をしてきたという評価である。ただ、SDGsについては、国連で決議があって2030年が目標なので、それまでは明石市も頑張って進めていくのだろうが、その後どうするのかは、また改めて、となると思う。この点については、本当にあと残り5年でSDGsの目標が達成できるのか、がけつぶちに立たされているという点は認識しておいた方がよいが、ともかく、こういう状況に応えようとして頑張っているということだ。そのためにも「対話と共創」を据え、施策を進めていること、そうした努力をしているのは一定の評価ができるというご意見だった。

検証2の「明石にふさわしい制度か」というところだが、SDGs未来安心都市、子供を核としたまちづくり、市民参画・協働のまちに向けた組織体制について、これまで一定の努力をしてこられたことは、各委員のご意見の中でも触れられていた。その点では、検証会議としても、本市にふさわしい制度であると評価できるだろう。

検証3については、少しご意見があった。1つめの参画と協働について、組織を作ること自体が、参画と協働に基づいてできているか、そして、組織そのものが参画と協働を積極的に進めていくものになっているか、そういう視点での議論が本来なされるべきではないか、というご意見をいただいた。この点では、自己検証、横断的検証の中でも「サボっているのではないか」とご意見もあったので、少なくとも、なぜ「該当しない」と判断したのか、きちんと説明していただかないといけない。更には、検証会議での議論も受けて改めて検討していただく必要があるのではないか。2つめの、公正で透明な組織編成になっているかについては、組織改正のPR等の努力をしていることは、各委員の評価をいただいた。一方では、市民視点からすると、「分かりにくさ」は相変わらず続いている。とりわけ仕事をできるだけ分かりやすく横断的に進めていくために組織編成をした結果、逆に市民からすると、特定のニーズにどの組織が答えてくれるのか分かりにくいという事態も発生している。本当に難しいことではあるが、そういう分かりやすさをどう作っていくのかというのが、これからの組織編成に関する説明責任の中で、具体化されていくべき課題である。それから、効果的で効率的であることについては、人員体制や労働条件を踏まえて、適切な組織の編成、それに必要な人的又は財源的な資源が提供されて、十全に働いているのか、といった観点のご意見もあった。ただ、ここは今回の検証の中では必ずしも十分な証拠がないので、検証会議としては「そうした視点での検討も必要ではないか」という問題提起に留まるものだ。組織が有効、効率的に働いているかどうかについて、どのように具体的な説明

をしていくべきか、という点は今後の課題として検討してほしい。4つ目の、計画的に実施をし、実施結果について評価を行うことについては、該当しないということになっている。組織編成そのものは重要な内部的事業だろうが、こういったものが無計画に行われるということはありません。そうすると、計画を作り、それを実施した結果、本当に良い組織改正だったのか検証をする。これは毎年度のヒアリング等で行われているとのことだが、それらを計画と実施評価というプロセスに乗せて、明確に作業をしていく必要があるというのが委員の共通したご意見であると思う。この点は、今後ぜひこうした検証の機会に、追加して議論をしてもらいたいし、今回も可能であれば、これらの検証会議での意見を踏まえて、改めて今後の重要な検討事項としてほしい。それぞれの検証について、各委員の意見を簡単にまとめたが、特にご意見はないか。それでは組織制度についての検証は、以上とする。

(2) 行政手続制度について

総務課：資料に基づいて説明

会長：ただ今の説明について、各委員からご意見、ご質問、検証結果に対する評価はないか。

委員：以前の情報公開制度、個人情報保護制度の検証において、私は審査請求件数の平成27年度までと平成28年度以降の変化の有無について説明をお願いした。パブコメの意見では、諮問先が変更されたことで市民が萎縮して審査請求件数が少なくなっているのではという懸念が示されていたが、資料の12、13ページを見る限り、そういうわけでもないようで、良かったと思う。次に、検証3の4つめの実施結果評価について、確かにこの制度は法令に基づいて実施しなければならないので、市で計画的に実施できないことはよく分かる。しかし、十分な理由の提示の場面では、市民に対して分かりやすくというところで、市民のニーズに答える必要があると思う。そういう意味で、実際に改善されているのがよく分かるし、頑張っているなど思う。実際に市民からの声を受けて改善された事例はあるのか。あるのであれば、実施結果評価については、○評価としてよいのではないか。

総務課：まず、行政手続制度そのものが、市民のニーズを受けてというよりも、対市民向けの制度である。そして、市が行った処分について、妥当性や違法性を審査するための制度でもある。内部手続や処分事由に不備があれば処分が取り消されることもあるので、公平性・透明性の観点にはなるが、説明にもあったコンプライアンス通信又は研修の充実を図っている。審査請求の場面では、まずは処分の担当課がきちんと検証評価して、市民に納得頂けるよう説明責任を果たした上で判断する。それでも納得できない場合は、その担当課が行った判断や処分についての妥当性を、第三者機関に諮問する仕組みもある。手続面等で不備があって、取り消された事例も実際ある。そうした事例を受け、先ほど説明した、庁内通信等で周知することで市民ニーズに沿った制度の運用を心掛けているところである。

委員：市民の意見を直接うかがう形ではないものの、専門家等の意見を得て制度を改善していく中で、結果的に市民のニーズに沿った制度になるというサイクルができていると受け止めた。

委員：17ページの検証3の審査請求における公正透明性について、弁護士や大学の教授というともっともらしく感じるが、様々な思想や考え方の人がいる中で、本当に透明性があるのか少し不安が

あるように思う。例えば、保育所入所の点数計算に弁護士を入れてしまうと、法的解釈で「これはこう」と決まってしまうが、他に本当に入所が必要な人がいるかもしれない。そういう場合に、あまりに細かく公正透明性が出過ぎてしまうと、救えない人がいるのではないか。その点について、ご意見をうかがいたい。

総務課：弁護士職員が審理員になっているという点について、例えば行政手続上の不備があって、市民の不利益になっているとか、手続の中で市民に示すべき理由が示されていないなかったとか、そういった法律の手続が的確に行われているかどうかには主眼を置いて、弁護士職員からアドバイスを受けている。審理員の弁護士職員が入ることによって、より市民に寄り添って、法的なところが担保されているかという視点を重視して審議を行っているところである。

委員：思想についてはどうか。

総務課：個人として思想信条があるとしても、公務員として働く以上は、あくまで市民のために公務として働いているので、全く心配はない。

会長：公共の利益が公務員の行動規範になるのだろうが、これは難しい論点だ。

委員：3ページの行政処分について、処分という言葉には非常に悪いイメージがあるが、プラスの面の処分もあるということが分かった。その点は、私も含めて市民にとって馴染みがないので、処分というと悪い結果が出るようなイメージがある。法令用語のため変えるのは困難だろうが、表現は考えてもいいと思う。

私たちはまちづくりの中で、道路の整備やグリーンベルトの設置について申請書をよく出すのだが、1月ほどしたら必ず道路整備課から回答が来る。私は何年か前から地域活動をしているが、以前はこんなことはなかった。今はしっかりと回答が来て、それが良い内容のこともあるし、また「こういう事情でできません」という説明が付いていて、こちらも納得できるということがよくある。「きちんと回答する」「どうして駄目なのかを説明する」ということが市民と行政との信頼関係を構築する上では、非常にプラスになると思う。この制度は、すごく素晴らしいと思う。次に、以前私たちは道路にミラーをつけてもらった。しかし明石市から唐突に「ミラーをつけたところに一戸建てが建つため、ミラーを外す。」と言われた。私たちの申請でつけたものを外すのだから、それなりの説明が必要だと思う。しかし市からは、「もともとこの道路はミラーがなくても注意しなければならないところなので、そういう意識でここを利用してほしい」という一方的な説明があっただけだ。結果的には簡易裁判所で調停裁判を起こして、行政が悪かったという話で終わった。審査請求のことは、そのときは全く知らなかった。行政にとっては不利益になるかもしれないが、市民のために審査請求制度をしっかりと周知してほしい。

次に、審査請求の結果、行政寄りの結果が出ることもあるだろう。その場合に次に採れる手を説明してほしい。

総務課：処分という言葉が法律用語で申し訳ないが、処分について不服がある場合、行政不服審査法に基づいて審査請求できることを通知文書に書いておかないといけない。市民の方はそれを見て、不服があれば市に対して審査請求をすることができるが、審査請求に乗ってこないものの中にはある。そのような場合、少し敷居が高くなるが、裁判所への訴訟ということになる。その場

合、市は訴訟手続の中で市民に対して説明をしていくこととなる。

会長：市の判断に不服があるときには、裁判という方法もあると説明をしていただいた。

委員：コンプライアンス通信や庁内通知の発行、職員研修も行っていて、素晴らしい取組だと感じた。通信は、とても分かりやすい。言葉が難しい分丁寧に説明をされていて、職員にとってすごく学びになると思った。ただ、実際に職員がしっかりと読み込んで職務に活かされているのか、少し疑問を感じた。自分たちの取組が活かされているのかどうかを評価しないと、市民対応ができないということにも繋がってくると思うので、その点についての考えを聞かせてほしい。

総務課：コンプライアンス通信については、私が職員の法律相談を受ける中で、特に職員の理解が不十分だと感じる法的問題点について、特集を組んで連載をしている。年度が終わったタイミングで職員アンケートを行い、理解度や業務でどのように用いたのかということ、次年度にはどのような特集を希望するかというようなことを吸い上げ、次年度の研修やコンプライアンス通信に繋げている。通信を発行した時点で読む職員もいるが、今回で言えば、行政手続法についての通信が過去にあったことは職員も記憶している。通信は職員誰もがアクセスすることができる掲示板に格納しているので、いざ必要になったときに一気に読むという職員もいる。法律相談に来るときに、コンプライアンス通信を読んだ上で、「自分たちはこう考えるが、法的にはどうか」という形で使ったり、課によっては、課長が職員に供覧して、勉強の機会にしたりしているようだ。このような形で、こちらも一方的に発信するだけではなくて、職員のニーズを酌み取ることが職員の能力向上に繋がり、それが引いては市民サービスの向上に繋がっていくと考えている。今後も継続していきたい。

委員：私からは、行政不服審査について質問する。審査請求は、迅速かつ簡易な救済を図る制度だが、実際には裁決までに結構時間がかかるようなケースもあると思う。資料にはないのだが、請求から裁決まで、平均してどれくらいの時間かかっているのか教えてほしい。公正性を担保するために、色々な方の意見を聞きながら裁決に至るというプロセスを採られていると思うが、公正性を担保しつつ迅速性とどう両立させるかについて、検証が必要ではないか。

総務課：確かに委員ご指摘の通り、審査請求が出てきてから裁決が出るまでの期間は、長いもので2年近くかかることもある。この2年近くかかるというのは、決して審理がゆっくりしているということではなく、例えば、公文書公開請求の対象文書の厚みが10センチぐらいあって、その中身をすべて精査しなければならないといった案件である。これは特異な例で、通常はスタートから裁決まで1年前後で完了することを目指して手続を進めている。

会長：1年が長いかわかりませんが、また議論のあるところである。

委員：私もコンプライアンス通信は、大変分かりやすくまとまっていると感じた。作成のご尽力は相当なものだろうと感心しながら読んだ。他方、私も他の委員と同様の懸念を持っており、行政手続は、市民の権利利益に直結するという点で、非常に重要性の高い取組である。現在、明石市がどのように職員を採用しているのかわからないが、昔に比べて多くの自治体が採用の際に行政法の試験を外していると聞いている。ただ、行政手続に関しては、市民の権利利益に直結する制度とし

て、多くの部局においてすべての職員がきちんと理解していることが必要である。しっかりとしたハードルとして、およそ明石市の職員たるもの、行政手続についてはすでに分かり切っているというような体制を整えるくらいでちょうど良い。とはいえ、そこで強調すべき内容はそれほど多くはない。例えば、審査基準をあらかじめ定めて公表しておく、審査基準を定める際にはパブコメをする、処分する際には理由を提示する、その際には条文と要件を書いて、要件にどの事実が当てはまったのか、全部文章で書く、などということだ。あと付け加えるならば、そういった理由を提示することこそが、事後救済、つまり行政不服審査をする際の入口として非常に重要で、市民の権利を守るものであると、およそそれくらいだと思う。すべての職員、正規の職員以外の方もかなり多く働いていると思うので、そういった職員たちにどのように伝えていくかを考えていく必要があると思う。

会長：その他特にご意見なければ、検証を進めていく。

検証1の本制度が社会情勢に適合しているかという点については、今、当たり前の制度として、通用していることから、適合していると言える。同時に、運用の中で様々な問題に的確に対応できているかどうかについては、今のところは、コンプライアンス通信や職員研修等を通じて、そうしたキャッチアップをしているところである。ただ、今回の検証の中では、実際に条例本体の手順や説明責任を具体的にどういうふうに説明をしていくのか、標準的な処理期間として何が望ましいのか、理由を明示するときどういう書き方を求めるのかといった点について条例に書く、もちろん書き切れるところと切れないところがあるだろうが、そういう改善が、具体的にどのように進んでいるのか、私たちには見えにくかった。この点は、今後の課題とさせていただく。

検証2の本市にふさわしい制度かについては、すべての自治体行政が備えなければならない制度なので、当然本市にふさわしい制度であることは間違いないだろう。同時に、明石市はSDGs未来安全都市を掲げているのだから、司法へのアクセスや公正透明な行政を実現していこうという、そういう責任ある行政のあり方としても適合していくと考えてよいと思う。

検証3の条例の基本原則に適合しているかどうかについては、各委員からご意見があったが、参画と協働の点について。もちろん、市民の権利利益を守るという趣旨で行政側の規律を定めているが、もう一方で、市民との応答性を踏まえた規律でなければ、規律そのものが機能しない。各委員からは、そうした観点での参画や協働という視点もあるのではないか、本当に説明責任が果たせるのかといったようなご意見をいただいた。この点、自己検証や横断的検証では「ふさわしくない、該当しない」ということで検証しなかったのだが、この辺りの議論がやはり必要であるというのが、検証会議としての意見である。次に、公正透明であることについて、むしろこれを守るための条例であり、制度のはずである。実際それが適切に運用されているかどうか。特に不服審査については、適正な審査のためには相当時間かかることは重々承知しているが、もう一方では、審査に時間を要すると、原処分の適正・不適正の意味を大きく変えてしまうケースが多くあると指摘されている。こうしたところについて、先ほどの処分の標準処理期間だけではなくて、審査請求のあり方等を含めて、改めて検討しなければならないという趣旨のご意見もあった。効果的、効率的な制度として機能しているかどうかについて、内部検証、横断的検証では一定の評価を受けている。しかし、効果的・効率的であるためには、職員が行政手続の仕組みをしっかりと理解できているかが問われている。充実した研修が行われているようだが、職員がどのように適正手続について理解し、それに沿って業務の執行手続を進めているのか、それらの点をフォローしてもらい必要があると思う。その点で、常勤職員だけではなくて、非常勤職員、会計年度任用職員、委託業務に関わるような人たちも行政執行上の役割を果たすとすれば、行政手続制度に

ついでに理解が必要だというご意見もあった。行政法の試験をもう1回全員に受けさせるのは無理だろうが、職員は、行政手続についての理解を更に深めていく必要がある。その点、基本原則の4つ目の計画と評価というところで、チェックをしながら進めたほうがよいのではないかとご意見があった。もちろん計画的にこれまで研修を実施しているのだが、もう一方ではその研修の成果がどのように出てきているのか、必ずしも明確になっていない。そうすると、どういう研修をやっていけばいいのか。もちろん市が間違ったとき、瑕疵ある決定をしてしまったときに反省することも必要だが、やはり予防が一番大事だ。そういう意味で、きちんと研修を行って職員が行政手続についての十分な理解を持つことが、適正な処分、説明責任に繋がっていく。そういう点を評価することができるのではないかとご意見もあった。検証会議としては、公正透明な行政を実現し、説明責任を果たしていく上でも大変重要な制度であるため、更に進展させてもらいたいという意見である。

以上がまとめだが、他にご意見はないか。

それでは、行政手続制度についての検証は、以上とする。

(3) 法令遵守及び公益通報制度について

総務課：資料に基づいて説明

会長：委員の皆さんの都合があるので、審議の途中段階ではあるが、本日の会議はこれで終了する。本制度に関する意見交換は、改めて別日に行うこととする。

事務局：今後の日程として、5月20日（火）と7月15日（火）が決まっている。本日残った議題についての取扱いは、改めて事務局から連絡する。

3. 閉会